

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年9月4日提出
【計算期間】	第14期中(自 2025年12月5日至 2026年6月4日)
【ファンド名】	中国H株ベア上場投信
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	松永 みどり
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-6843-1413
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【ファンドの運用状況】

【中国H株ベア上場投信】

以下の運用状況は2026年 6月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	590,181,641	60.94
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	378,219,902	39.06
合計(純資産総額)		968,401,543	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	売建	香港	965,310,703	△99.68

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（2）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第4計算期間末（2016年12月 4日）	1,334	1,334	10,262	10,262	10,330
第5計算期間末（2017年12月 4日）	908	908	8,263	8,263	8,140
第6計算期間末（2018年12月 4日）	687	687	8,091	8,091	8,130
第7計算期間末（2019年12月 4日）	786	786	7,863	7,863	7,930
第8計算期間末（2020年12月 4日）	516	516	6,705	6,705	6,610
第9計算期間末（2021年12月 4日）	639	639	8,301	8,301	8,264
第10計算期間末（2022年12月 4日）	686	686	11,066	11,066	11,120
第11計算期間末（2023年12月 4日）	977	977	12,692	12,692	12,660
第12計算期間末（2024年12月 4日）	1,387	1,387	10,129	10,129	10,100
第13計算期間末（2025年12月 4日）	799	799	7,840	7,840	7,807
2025年 6月末日	774	—	7,597	—	7,649
7月末日	773	—	7,588	—	7,666
8月末日	772	—	7,572	—	7,549
9月末日	733	—	7,196	—	7,230
10月末日	767	—	7,526	—	7,594
11月末日	794	—	7,791	—	7,750
12月末日	818	—	8,021	—	7,850
2026年 1月末日	745	—	7,310	—	7,463
2月末日	820	—	8,043	—	7,944
3月末日	878	—	8,613	—	8,579
4月末日	837	—	8,215	—	8,299
5月末日	874	—	8,577	—	8,407
6月末日	968	—	9,494	—	9,489

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第4期	2015年12月 5日～2016年12月 4日	0.0000
第5期	2016年12月 5日～2017年12月 4日	0.0000
第6期	2017年12月 5日～2018年12月 4日	0.0000
第7期	2018年12月 5日～2019年12月 4日	0.0000
第8期	2019年12月 5日～2020年12月 4日	0.0000
第9期	2020年12月 5日～2021年12月 4日	0.0000
第10期	2021年12月 5日～2022年12月 4日	0.0000
第11期	2022年12月 5日～2023年12月 4日	0.0000
第12期	2023年12月 5日～2024年12月 4日	0.0000
第13期	2024年12月 5日～2025年12月 4日	0.0000
当中間期	2025年12月 5日～2026年 6月 4日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第4期	2015年12月 5日～2016年12月 4日	△15.94
第5期	2016年12月 5日～2017年12月 4日	△19.48
第6期	2017年12月 5日～2018年12月 4日	△2.08
第7期	2018年12月 5日～2019年12月 4日	△2.82
第8期	2019年12月 5日～2020年12月 4日	△14.73
第9期	2020年12月 5日～2021年12月 4日	23.80
第10期	2021年12月 5日～2022年12月 4日	33.31
第11期	2022年12月 5日～2023年12月 4日	14.69
第12期	2023年12月 5日～2024年12月 4日	△20.19
第13期	2024年12月 5日～2025年12月 4日	△22.60
当中間期	2025年12月 5日～2026年 6月 4日	6.48

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2 【設定及び解約の実績】

【中国H株ベア上場投信】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第4期	2015年12月 5日～2016年12月 4日	40,000	40,000
第5期	2016年12月 5日～2017年12月 4日	0	20,000
第6期	2017年12月 5日～2018年12月 4日	0	25,000
第7期	2018年12月 5日～2019年12月 4日	15,000	0
第8期	2019年12月 5日～2020年12月 4日	20,000	43,000
第9期	2020年12月 5日～2021年12月 4日	20,000	20,000
第10期	2021年12月 5日～2022年12月 4日	15,000	30,000
第11期	2022年12月 5日～2023年12月 4日	35,000	20,000
第12期	2023年12月 5日～2024年12月 4日	200,000	140,000
第13期	2024年12月 5日～2025年12月 4日	60,000	95,000
当中間期	2025年12月 5日～2026年 6月 4日	0	0

3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年12月 5日から2026年 6月 4日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中国H株ベア上場投信】

（１）【中間貸借対照表】

	(単位：円)	
	第13期 (2025年12月 4日現在)	当中間計算期間末 (2026年 6月 4日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	192,290,289	238,099,165
コール・ローン	6,588,775	6,646,647
国債証券	476,669,620	492,517,551
派生商品評価勘定	10,538,588	-
未収利息	63	109
前払金	55,038,473	36,533,532
差入委託証拠金	64,893,519	86,989,828
流動資産合計	806,019,327	860,786,832
資産合計	806,019,327	860,786,832
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	26,933	2,754,329
未払受託者報酬	211,611	225,827
未払委託者報酬	3,385,667	3,613,341
その他未払費用	2,749,820	2,656,526
流動負債合計	6,374,031	9,250,023
負債合計	6,374,031	9,250,023
純資産の部		
元本等		
元本	1,020,000,000	1,020,000,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△220,354,704	△168,463,191
（分配準備積立金）	△131,621,970	△131,621,970
元本等合計	799,645,296	851,536,809
純資産合計	799,645,296	851,536,809
負債純資産合計	806,019,327	860,786,832

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 2024年12月 5日 至 2025年 6月 4日)	当中間計算期間 (自 2025年12月 5日 至 2026年 6月 4日)
営業収益		
受取利息	2,565,109	1,234,721
有価証券売買等損益	12,870,853	8,822,757
派生商品取引等損益	△195,190,470	25,465,047
為替差損益	△41,646,469	21,828,725
その他収益	3,214,352	1,082,046
営業収益合計	△218,186,625	58,433,296
営業費用		
受託者報酬	277,341	225,827
委託者報酬	4,437,378	3,613,341
その他費用	2,998,200	2,702,615
営業費用合計	7,712,919	6,541,783
営業利益又は営業損失（△）	△225,899,544	51,891,513
経常利益又は経常損失（△）	△225,899,544	51,891,513
中間純利益又は中間純損失（△）	△225,899,544	51,891,513
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	17,660,197	△220,354,704
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,500,000	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,500,000	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	64,340,000	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	64,340,000	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△222,079,347	△168,463,191

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第13期 (2025年12月 4日現在)	当中間計算期間末 (2026年 6月 4日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 1,370,000,000円 期中追加設定元本額 600,000,000円 期中解約元本額 950,000,000円	期首元本額 1,020,000,000円 期中追加設定元本額 -円 期中解約元本額 -円
2. 受益権の総数	102,000口	102,000口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額 220,354,704円	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額 168,463,191円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 (2025年12月 4日現在)	当中間計算期間末 (2026年 6月 4日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「中間注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

第13期（2025年12月 4日現在）

(単位：円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	811,284,705	—	800,773,050	10,511,655
合計		811,284,705	—	800,773,050	10,511,655

当中間計算期間末（2026年 6月 4日現在）

(単位：円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	852,422,630	—	855,176,959	△2,754,329
合計		852,422,630	—	855,176,959	△2,754,329

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

第13期 (2025年12月 4日現在)	当中間計算期間末 (2026年 6月 4日現在)
1口当たりの純資産額 7,840円	1口当たりの純資産額 8,348円

4【委託会社等の概況】

（1）【資本金の額】

資本金の額等（2026年6月末現在）

- ①資本金 370百万円
- ②発行する株式の総数 12,000株
- ③発行済株式の総数 7,400株
- ④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（2）【事業の内容及び営業の状況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2026年6月30日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	82	710,562
単位型株式投資信託	35	93,892
単位型公社債投資信託	0	0
合計	117	804,454

（3）【その他】

- （1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- （2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自2025年4月1日至2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (2025年3月31日現在)		当事業年度 (2026年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金・預金			9,552,500		15,406,923
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			21,486		23,351
4 未収委託者報酬			581,176		644,098
5 未収運用受託報酬			2,559,630		3,296,261
6 未収投資助言報酬			32,759		44,243
7 その他			191,864		185,858
流動資産計			12,939,517		19,600,838
II 固定資産					
1 有形固定資産			14,046		14,037
(1)建物付属設備	*1	3,066		*1	2,422
(2)器具備品	*1	10,979		*1	11,615
2 無形固定資産			72		72
(1)電話加入権			72		72
3 投資その他の資産			98,085		134,695
(1)投資有価証券		21,324		22,947	
(2)出資金		—		30,884	
(3)長期差入保証金		76,044		80,183	
(4)長期前払費用		—		163	
(5)その他		716		516	
固定資産計			112,203		148,805
資産合計			13,051,721		19,749,644

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (2025年3月31日現在)		当事業年度 (2026年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金			83,742		84,666
2 未払金			3,595,491		4,897,812

3 関係会社未払金		4,950		4,950
4 未払費用		44,455		50,834
5 未払法人税等		1,162,926		2,155,870
6 未払消費税等		111,249		375,610
7 前受金		17,980		39,108
流動負債計		5,020,795		7,608,853
Ⅱ固定負債				
1 資産除去債務		25,506		25,506
2 繰延税金負債		842		1,516
固定負債計		26,348		27,022
負債合計		5,047,144		7,635,875
(純資産の部)				
Ⅰ株主資本				
1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1)利益準備金	92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	7,540,872		11,649,214	
利益剰余金計		7,633,372		11,741,714
株主資本計		8,003,372		12,111,714
Ⅱ評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		1,204		2,054
評価・換算差額等計		1,204		2,054
純資産合計		8,004,577		12,113,768
負債・純資産合計		13,051,721		19,749,644

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)	
		金 額		金 額	
Ⅰ 営業収益					
1 委託者報酬		7,670,040		10,150,648	
2 運用受託報酬		5,897,341		8,664,162	
3 投資助言報酬		133,451		157,170	
4 その他営業収益		55,604	13,756,436	43,205	19,015,186
Ⅱ 営業費用					
1 支払手数料		173,353		210,488	
2 調査費					
(1)調査費		72,873		78,844	
(2)委託調査費		73,810		52,899	
3 委託計算費		53,808		61,437	
4 通信費		8,422	382,269	9,691	413,361
Ⅲ一般管理費					
1 給料					
(1)役員報酬		1,571,897		1,590,905	

(2)給料・手当	461,983		482,279	
(3)賞与・退職金等	3,431,794		4,712,758	
2 交際費	8,954		11,257	
3 旅費交通費	20,373		28,326	
4 業務事務委託費	24,833		34,712	
5 租税公課	140,402		203,416	
6 不動産賃借料	119,840		131,782	
7 固定資産減価償却費	5,362		6,199	
8 諸経費	*1 304,033	6,089,474	*1 330,851	7,532,489
営業利益		7,284,693		11,069,335
IV営業外収益				
1 受取利息	21,905		29,610	
2 為替差益	—		56,450	
3 受取配当金	—		2	
4 投資有価証券売却益	—		1	
5 組合投資利益	—		145	
6 その他の営業外収益	929	22,834	740	86,952
V営業外費用				
1 為替差損	8,939		—	
2 投資有価証券売却損	12		—	
3 その他の営業外費用	38	8,990	15	15
経常利益		7,298,537		11,156,271
VI特別損失				
1 固定資産除却損	508	508	2	2
税引前当期純利益		7,298,029		11,156,268
法人税、住民税及び事業税	2,048,243	2,048,243	3,047,923	3,047,923
当期純利益		5,249,786		8,108,345

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 4,000,003	△ 4,000,003	△4,000,003	—	△ 4,000,003
当期純利益	—	—	5,249,786	5,249,786	5,249,786	—	5,249,786
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	△ 133	△ 133
当期変動額合計	—	—	1,249,783	1,249,783	1,249,783	△ 133	1,249,649
当期末残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			評価・換算 差額等
		利益剰余金		

	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
当期首残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 4,000,003	△ 4,000,003	△4,000,003	—	△ 4,000,003
当期純利益	—	—	8,108,345	8,108,345	8,108,345	—	8,108,345
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	849	849
当期変動額合計	—	—	4,108,342	4,108,342	4,108,342	849	4,109,191
当期末残高	370,000	92,500	11,649,214	11,741,714	12,111,714	2,054	12,113,768

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合に類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 10年～18年
器具備品 3年～15年

3. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年4回もしくは年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る投資助言報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(4) 成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

[未適用の会計基準等]

1 リースに関する会計基準等

- 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

・ 「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

※1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物付属設備	55,895千円	56,539千円
器具備品	37,861千円	43,053千円
計	93,757千円	99,593千円

(損益計算書関係)

※1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,000,002	675,676	2026年3月31日	2026年6月30日

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年以内	65,716	65,716
1年超	98,574	32,858
合計	164,290	98,574

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	21,324	21,324	—
資産計	21,324	21,324	—

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	22,947	22,947	—
資産計	22,947	22,947	—

(注) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(注2) 市場価格のない株式等は「その他有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計

上額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度	当事業年度
投資事業有限責任組合出資金（注）	—	30,884
合計	—	30,884

（注）投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	21,324	—	—
合計	—	21,324	—	—

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	22,847	100	—
合計	—	22,847	100	—

（注4）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,324千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券22,947千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	12,751	10,000	2,751
小計	12,751	10,000	2,751
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,573	9,277	△704
小計	8,573	9,277	△704
合計	21,324	19,277	2,047

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	14,910	10,100	4,810
小計	14,910	10,100	4,810
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,037	9,277	△1,239
小計	8,037	9,277	△1,239
合計	22,947	19,377	3,570

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	87	—	12

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	101	1	—

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	20,058千円	25,304千円
未払事業税	60,464千円	131,493千円
その他有価証券評価差額金	222千円	390千円
資産除去債務	8,039千円	8,039千円
繰延税金資産小計	88,785千円	165,228千円
評価性引当額（注）	△88,785千円	△165,228千円
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△842千円	△1,516千円
固定資産（除去費用）	△0千円	△0千円
繰延税金負債合計	△842千円	△1,516千円
繰延税金負債の純額	△842千円	△1,516千円

（注）評価性引当額が76,443千円増加しております。この減少の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が71,028千円増加したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	△0.5%	0.7%
特別税額控除	△2.1%	△4.0%
その他	0.1%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.1%	27.3%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から25年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	25,506千円	25,506千円
時の経過による調整額	—	—
期末残高	25,506千円	25,506千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報

は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
委託者報酬	3,878,257千円	4,247,053千円
運用受託報酬	1,706,530千円	2,219,073千円
投資助言報酬	133,451千円	157,170千円
成功報酬	7,982,593千円	12,348,683千円
顧客との契約から生じる収益	13,700,832千円	18,971,981千円
その他の収益	55,604千円	43,205千円
外部顧客への売上高	13,756,436千円	19,015,186千円

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

I 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,670,040	5,897,341	133,451	55,604	13,756,436

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,150,648	8,664,162	157,170	43,205	19,015,186

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

日本	香港	その他	合計
7,843,526	5,776,762	136,148	13,756,436

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

日本	香港	その他	合計
10,396,009	8,478,797	140,378	19,015,186

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント (香港) カンパニー・リミテッド	5,776,762	投資運用・顧問業

(注) 委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント (香港) カンパニー・リミテッド	8,478,797	投資運用・顧問業

(注) 委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導・ 管理料の 支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導・ 管理料の 支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

- 取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件により報酬の支払いを行っております。
- 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取(注)	5,776,762	未収運用 受託報酬	2,537,584
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント(株)	東京都千代田区	10,000 千円	投資事業組合財産の運用 及び管理	—	投資助言 契約	投資助言 報酬の受取 (注)	84,962	未収投資 助言報酬	21,045
						経営助言等 契約	経営助言等 報酬の受取 (注)	10,815	その他流 動資産	4,719
						私募取扱 契約 役員の 兼任	私募取扱 手数料の 受取(注)	33,763	その他流 動資産	9,506

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取(注)	8,478,797	未収運用 受託報酬	3,255,918
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント(株)	東京都千代田区	10,000 千円	投資事業組合財産の運用及び管理	—	投資助言 契約	投資助言 報酬の受取 (注)	147,683	未収投資 助言報酬	43,232
						経営助言等 契約	経営助言等 報酬の受取 (注)	17,399	その他流 動資産	4,719
						私募取扱 契約 役員の 兼任	私募取扱 手数料の 受取(注)	24,307	その他流 動資産	6,566

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
2. シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社との投資助言契約、経営助言等契約及び投資事業有限責任組合の持分の私募取扱いに関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
3. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,081,699円66銭	1株当たり純資産額	1,636,995円79銭
1株当たり当期純利益金額	709,430円60銭	1株当たり当期純利益金額	1,095,722円35銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	5,249,786 千円	8,108,345 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	5,249,786 千円	8,108,345 千円
期中平均株式数	7,400 株	7,400 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月29日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	高橋 秀和
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	菅谷 圭子
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月21日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高見 昂平
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国H株ベア上場投信の2025年12月5日から2026年6月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中国H株ベア上場投信の2026年6月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月5日から2026年6月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。